

議員提出議案第6号

町長に対する問責決議について

会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和5年3月24日 提出

提出者 琴浦町議会議員 押本昌幸

賛成者 同 桑本賢治

理由 決議書のとおり

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

町長に対する問責決議

琴浦町は「住み続けたい街ランキング 2022」（大東建託株式会社）で県内第1位となり、さらに「2023年版住みたい田舎ベストランキング」（宝島社）で「人口1万人台」の部門で全国第1位となるなど、期待される町になってきている。

そのなかで、今議会の「予算・決算特別委員会」では、「令和5年度一般会計当初予算案」が、議決人数13人中賛成はただ1人という結果で否決された。

この異常事態で挙げられた主な否決理由は、

① 職員OBを「参与」に再任用するというものの人件費。これは、令和4年第7回臨時会での町長の発言にもあったように課長も含めた町職員間の「ウミを出すため」という、職員間の混乱、不信感等を招いたものであったこと。

② 築26年の「まなびタウン」改修にあたって、緊急性のある「空調更新工事設計費（工費は約2億円）」のみで、「福祉のまちづくり条例」等で改善の求められている約10億円程度の工事等については、修繕を繰り返す中で10数年後に実施するという計画性のないものであったこと、また、閉館した「カウベルホール」の代替機能についての展望もないこと。

③ 一向平のネイチャーサウナの水風呂整備が「RC造では自然景観を損なう」ものであること。

また、本年1月1日発令の課長の半数を異動するという異例の人事は、町長が「問題ない」としたが、今回の予算の審議でも混乱を来たしていたことなど、福本町長の一連の動きは誠に遺憾である。

よって、琴浦町議会は福本町長の責任をここに問い、猛省を強く求めるものである。

以上決議する。

令和5年3月24日

鳥取県東伯郡琴浦町議会